

事業所通信



〒520-0113 大津市坂本6丁目25-30 TEL: 077-579-7121

<http://shigamin.jp/sakamoto/>

新型コロナの緊急事態宣言は5月末まで延長

政府は5月4日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を、全国を対象に5月末まで延長しました。滋賀県は特定警戒都道府県には指定されず、「感染拡大を予防する新しい生活様式」へ段階的に移行されますが、各自の感染対策の継続が求められています。

<基本的感染対策・生活様式（一部）>

- まめな手洗い（30秒以上）や手指消毒、●3密（密集・密接・密閉）を避ける、●マスク着用と咳エチケットの徹底、●こまめな換気、●身体的距離の確保（最低1m、対面の会話を避ける）、●発熱・かぜ症状がある場合の自宅療養、●流行地域への移動を避ける

<下記の3項目のうち、一つでも該当する方>

- ①息苦しさ・強いだるさ・高熱のいずれかの症状がある方
- ②高齢者や基礎疾患がある人で発熱や咳などの軽い風邪症状がある方
- ③風邪症状が4日以上続く方

「帰国者・接触者相談センター」にすぐに連絡してください。

■大津市：【8:40-20時】(077) 526-5411、【20時～8:40】080-2409-1856

■大津市以外の滋賀県内在住：【24時間】(077) 528-3621

帰国者・接触者相談センター

大津市

077-526-5411

<診療所での感染防止対応>

- かぜ症状（発熱・せき・倦怠感・味覚・嗅覚異常・下痢など）がある方の診療する時間帯を分ける（午前診は12時以降、夜診は19時以降）。受付や待合室を通らず車やホールで待機してもらい、専用の診察室で診療する。
- 来院者すべてに検温してもらい、熱がある方は待機所へ誘導
- カウンター前にシート設置、待合室では座席の間隔を空ける。
- ドア、手すり等の消毒の徹底、定期的な（可能な限り常時）換気
- 特別措置として、電話による診察（定期薬の処方）が認められています。
- ★かぜ症状がある方の場合、整形外科と内科の一部では診療いただけません。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。
- ◆整形外科：火曜夜診、土曜午前診
- ◆内科：金曜夜診（電話での診療は可能な場合あり）



待合では座席の間隔空け配置

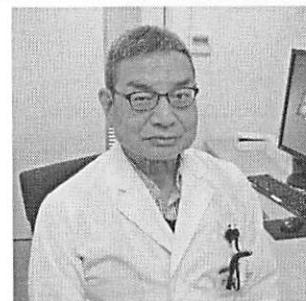


坂診ホールを利用した隔離スペース

新型コロナウイルス関連などで健康や生活でのお困りごとがあれば、診療所にご相談ください。（平日13時～16時でのご連絡をお願いいたします。）

077-579-7121

木曜日午前外来担当医の紹介



5月から木曜午前外来（2診）を野浦 素（のうらもとし）医師が担当します。京都大学医学部卒。総合診療科（消化器、呼吸器）、一般外科での経歴があり、けがの処置や3歳以上の子どもの診療も可能です。

4月の太陽光発電量 **1 3 8 8 kWh**

CO2削減量… 697Kg
杉の木の年間吸収量 約50本分